

健康づくり推進実施計画（第3次）の策定について

1 健康づくり推進実施計画の位置づけ

「健康づくり推進実施計画」は、県の健康づくりの基本的な目標や方針を定めた「健康づくり推進プラン」に基づき、具体的な取組や数値目標を定めたもの。また、策定にあたっては、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本方針を定めた「健康日本21」の内容を勘案することとなっている。

【健康日本21、健康づくり推進プランとの関係】

区分	根拠	規定する内容	現行期間
健康づくり推進実施計画	・健康増進法(第8条) ・健康づくり推進条例(第9条)	施策・数値目標	H30～R5(6カ年)※
健康づくり推進プラン	・健康づくり推進条例(第8条)	基本目標・取組方針	R4～R8(5カ年)
健康日本21	・健康増進法(第7条)	基本方針・数値目標	H25～R5(11カ年)※

※ 国の動向（健康日本21の計画期間延長）

都道府県健康増進（健康づくり推進）計画は、国が示す「健康日本21」（以下、国プラン）の内容を勘案し策定することとなっているが、国が同プランの計画期間を1年延長し、改定年次を1年延伸（R4年度⇒R5年度）したため、県の現行計画についても計画期間を1年延長するとともに、次期計画の改定年次を令和5年度とすることとした。

2 計画改定に向けたこれまでの取組

- ・R3.11 健康づくり実態調査の実施
- ・R3.12 健康づくり審議会（健康づくり推進プラン(案)の審議）
- ・R4.3 健康づくり推進プラン（第3次）の策定
- ・R4.4 健康づくり実態調査のとりまとめ
- ・R4.5～ 健康づくり実施計画（第2次）の各目標項目の達成状況確認
- ・R4.10 健康寿命の算定

3 今後のスケジュール（予定）

〔令和4年度〕 令和5年1月	R4年度第1回健康づくり審議会（2次計画の目標項目の評価・分析、次期計画の基本的な考え方について協議）
〔令和5年度〕 令和5年春頃	国プランの公表
令和5年8月	国プランの取組方針、数値目標等を踏まえ、計画骨子案を作成
令和5年12月	R5年度第1回健康づくり審議会（計画素案の協議）
令和6年1月～	R5年度第2回健康づくり審議会（計画本文案の協議）
令和6年3月	パブリックコメントの実施 健康づくり推進実施計画（第3次）の策定